

# 「とちぎ若者応援バンク」Web サイト作成業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する「とちぎ若者応援バンク」Web サイト作成業務を受注する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定める。

## 1 業務名

「とちぎ若者応援バンク」Web サイト作成業務

## 2 業務の目的

県内の若者を支援する協力企業・団体やメンター・アドバイザー、県内で活動する若者・若者団体の情報を一元的に集約したサイトを新設することにより、当サイトを活用した若者と若者を支援する協力企業・団体等のマッチングを行ったり、若者・若者団体の相談に乗ったりすることにより、若者が中長期的に活動できる仕組み・体制を整備し、とちぎの次世代のリーダーとなる若者の社会参画を促進することを目的とする。

本業務では、そのプラットフォームとなる Web サイト作成を行うものである。

## 3 委託料

3,602,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

## 4 予定契約期間

契約締結の日から令和 7（2025）年 10 月 15 日（水）まで

## 5 業務内容

県内の若者を支援する協力企業・団体やメンター・アドバイザー等の情報集約サイト「とちぎ若者応援バンク」Web サイト作成業務については、次のとおりとする。

なお、甲は、サイトの作成にあたり、令和 6（2024）年度から募集している「とちぎ若者応援団」の情報を、乙に提供する。

### (1) サイト設立

- ・サイト全体の企画構成、企画立案、デザイン設計
- ・各種コンテンツのデザイン及びテンプレートの作成
- ・人材、企業、団体の情報の取り込み及び調整
- ・Web サイト作成業務の進捗管理、甲への進捗状況報告
- ・その他甲の指示する簡易的な事項への対応

### (2) 留意事項

- ・サイトの開設は、システム開発後速やかに行うものとし、契約期間内に開設すること。
- ・企業・団体等の情報及び個人情報の取扱いについては、別記 1 「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- ・その他システムの開発に当たっては、原則として別記 2 「公開ウェブサーバの調達・運用管理等に係る基本的事項」、別記 3 「デジタルプロモーション等実施時における留意事項」に

よるものとする。ただし、乙の責任の下で、乙が提供または利用するサービス等において、同基本的事項が求める内容と同等以上の水準を全体として満たすと判断する場合は、該当する事項に係る代替手段等を明示した上で、これによらないことも可能とする。

①サブドメインを使用しない場合においては、運用停止する際、第三者に再取得され、元のウェブサイトへのアクセスを利用し詐欺サイト等へ誘導されることのないよう、旧ドメインを一定期間（複数年）保持し、旧ドメインの運用停止案内を行うとともにリンクの解除やアクセス状況の確認を実施すること。

②アクセスログ等は、最低 1 年以上保管しており、必要時にはアクセス解析等を実施すること。

- ・アクセシビリティとユーザビリティに十分配慮したユーザーインターフェースとすること。  
なお、アクセシビリティについては、「ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック」（デジタル庁作成）を参考にすること。

### 【調達の範囲】

(1) 設計

- ア 基本設計
- イ 詳細設計

(2) システム開発

- ア サーバー構築
- イ ソフトウェア導入

(3) テスト

- ア システムテスト
- イ 受入テスト支援

(4) データ移行

(5) 操作研修

(6) プロジェクト管理

本調達には構築年度の運用保守作業を含む。但し、2 年目以降の運用保守費用は、43 万 2 千円（税込み）以下とすること。

### 【納品物件】

納品物件の詳細を以下に示す。納品物件は全て提出前に本県の承認を得ること。

	納品物品	納品数
1	プロジェクト計画書（作業開始前に納品）	1 部
2	基本設計書・詳細設計書	1 部
3	環境設定書（サーバーデザインシート）	1 部
4	テスト計画書	1 部
5	テスト仕様書兼成績書	1 部
6	操作説明書	データ

## 【構築スケジュール】

本調達に係る想定スケジュールを以下に示す。

	時期	内容
1	令和7年5月下旬	契約
2	令和7年6月～7月下旬	設計（基本設計、詳細設計）
3	令和7年7月下旬～9月上旬	システム開発
4	令和7年9月中旬	システムテスト
5	令和7年9月中旬	データ移行
6	令和7年9月下旬	操作研修
7	令和7年9月下旬	システム仮稼働
8	令和7年10月上旬	受入テスト
9	令和7年10月15日まで	システム稼働

## 【システム構築】

### (1) 外部サーバ（クラウド又はレンタル（マルチテナント））

本システムは、外部サーバ上にシステムを構築する。システム構成は、別紙1「システム構成図」に示す。

### (2) クライアントPC要件

Webサイトを運用する、県民協働推進課のマロニエ端末のスペックを以下に示す。このPCで問題なく動作すること。

なお、各所属の専用端末はスペックが様々であるため、マロニエ端末での動作を保証することです。

マロニエ端末

項目	仕様
OS	Windows 10 Pro
CPU	インテル® Core™ i5-1135G7 プロセッサ
メモリ	8GB
ストレージ	256GB SSD
ブラウザ	Microsoft Edge
その他	14.0型 WUXGA マルチタッチ対応液晶ディスプレイ

なお、一般的なPCやタブレット、スマートフォンから利用でき、一般的なOSおよび一般的なブラウザ等で問題なく動作すること。

### (3) 構築作業について

システム内には個人情報などが含まれており、個人情報の取扱い等に十分注意した高度な情報セキュリティマネジメントが求められる。

この為、受託業者は以下の要件を満たすこと。

- ・プライバシーマーク（個人情報について適切な保護措置を講ずる体制の整備）を有すること。

## 【設計】

乙は、別紙1「システム構成図」、別紙2「Webサイト構成図」に基づき、本システムの基本設計、詳細設計を実施すること。

なお、設計書は、甲が内容を理解できるように、図式、フローチャート、表、用語解説等を用いて分かりやすく記載すること。

ア システムに関する全体計画

イ 管理項目、公開画面等に関する設計

ウ セキュリティ機能の検討

エ パフォーマンスの検討

オ データ移行設計

カ 運用保守設計

キ その他甲が必要と認め指示した事項、業務遂行上必要な事項

## 【システム開発】

### (1) データベース機能を有したウェブサイトの構築

本システムの構成について、ネットワーク環境等の調査を実施し、必要となるサーバーのOS、ミドルウェア、アプリケーション等のソフトウェアは乙にて準備の上、データベース機能を有したウェブサイトを構築すること。

### (2) ソフトウェアの導入

本システムに用いるソフトウェアは、短期間での構築および安定稼働を行うため、パッケージソフトウェアを優先的に用い、不足機能についてはカスタマイズを行うこと。

### (3) 拡張性について

今後、若者団体や企業・NPO団体等が本システムを利用することを考慮し、若者団体等の情報の追加等が容易なシステム構成とすること。

## 【テスト】

### (1) テスト計画書の作成

テスト計画書およびテスト仕様書を作成し、甲の承諾を受けること。

### (2) システムテスト内容

ア システムテストは、機能テストだけでなく、性能テスト、負荷テスト、セキュリティテスト、連携テスト、障害テスト、シナリオテストなどを実施すること。

イ テスト結果にてエラーとなった箇所について品質分析を行うこと。

ウ 性能テストにおいて性能指標値に満たない場合は、システムのチューニング等を実施し、改善策を検討すること。

エ セキュリティテストは、疑似アタック等を実施するセキュリティテストツール等を用い、既知のセキュリティ的な問題がないことを確認すること。

### (3) 受入テスト支援

受入テストは甲にて行う。乙は受入テストにおける支援を行うこと。

## 【データ移行】

- ア 若者団体及びとちぎ若者応援団構成団体（企業・NPO法人等）の情報、画像等データを、構築したシステムに登録すること。
- イ 情報データはCSV形式もしくはExcel形式で提供する。移行データは必要に応じて、提案システムに登録できる形式に変換する作業を実施すること。
- ウ 画像等データについては、JPEGやPDFなどの汎用的なファイル形式のデータで提供する。画像ファイルは、各種表示に適した複数サイズの画像を作成すること。
- エ データ移行にあたり、移行計画書を作成し、甲の承諾を得ること。
- オ テストデータ移行を実施し、データ移行検証を実施すること。
- カ 最終移行データには、個人情報や機密情報が含まれている。受け取ったデータを持ち出しせずにデータ移行する方法を検討し、受け取ったその場でデータ移行を実施すること。

## 【操作研修】

- ア 本県による受入テスト実施前までに、本県の受入テスト実施担当者向けに操作研修（研修データの提供に代えることも可とする。以下同じ。）を実施すること。
- イ 本稼働前までに、県民協働推進課職員向けに操作研修を実施すること。
- ウ 本システム向けにカスタマイズされた操作説明書を提供すること。

## 【プロジェクト管理】

### (1) プロジェクト計画書の作成

- ア 乙は、業務履行開始にあたり、契約後ただちにプロジェクト計画書を作成し、甲の承認を得ること。
- イ プロジェクト計画書にはプロジェクトの制約事項・前提条件、推進方法、スケジュール、体制、品質目標、プロジェクト管理方針等を記載すること。
- ウ プロジェクト計画書を変更する必要がある場合は、甲の承認を得たうえで計画を変更し、変更後のプロジェクト計画書を提出すること。

### (2) 定期会議・状況報告

- ア 乙は、本業務に係るシステム構築が完了するまでの間、開発進捗状況の報告、問題点の検討・解決、成果物のレビュー、その他システム開発の推進のために必要な事項を協議するための会議を定期的を開催すること。
- イ 会議・打ち合わせの議事録は、乙が議事録を作成し、速やかに提出すること。

## 【システム保守・運用支援】

構築したシステムを安定稼働させるために、システム保守・運用支援を行うこと。現時点で想定しているシステム保守・運用支援内容は以下の通りである。

- ア 操作方法等に関する問い合わせ対応
- イ システム障害等に関する調査、対応
- ウ セキュリティに関する対応（定期アップデート、緊急アップデート）

## 【その他】

- (1) 業務の完了検査後に納入した納入物に瑕疵があることが明らかになったとき、甲は、乙に相当の期間を定め、当該瑕疵の補修を請求できるものとする。瑕疵期間は、完了検査合格の日から1年間とする。
- (2) 本業務の遂行にあたっての情報管理については、次の点に留意すること。
  - ア 本業務に従事する者（以下「従事者」という。）は、別添「情報セキュリティ基本方針」を熟読し、これを遵守すること。
  - イ 個人情報や機密情報等の取り扱いには十分注意を払い、紙ベースや媒体及びメール等の通信によって外部へ持ち出すことは厳禁とする。
  - ウ 従事者は、名札を着用し身分証明書を常に携帯し、職員から身分証明書の提示を求められた場合は提示すること。

## 6 委託料の支払い

精算払を基本とする。

## 7 事業の実施に係る留意点

- (1) 乙は、甲と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。
  - ア 乙は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部の業務について、甲が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
  - イ 甲により再委託が承諾されたときは、乙は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (3) 委託事業の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (4) 乙は業務実施過程で発生した障害や事故については、大小に関わらず甲に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び疑義がある場合は、甲乙が協議の上定めるものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項であっても、甲が必要と認める軽微な事項については、乙は、契約金額の範囲内で実施するものとする。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）及び栃木県個人情報保護条例（平成 13 年栃木県条例第 3 号）その他の個人情報の保護に関する法令、条例及び規程等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (従事者の監督等)

第3 乙は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかななければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

### (収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

### (適正管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (作業場所の特定等)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

### (複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

### (資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報記録された資料等を、この契約完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(資料等の廃棄等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報及び個人情報記録された資料等を、この契約完了後直ちに、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報を消去し、若しくは当該資料等を廃棄し、又は甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(再委託)

第11 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者（以下「再委託先」という。）に求めるものとする。

3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、再委託先にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この契約による業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(実地調査等)

第13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時、実地に調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。



## 別記 2

### 公開ウェブサーバの調達・運用管理等に係る基本的事項

本事項は、ウェブサイト等を構築する際の公開ウェブサーバの調達・運用管理等に係る基本的な事項を示すものである。

なお、本事項に記載のない事項についても、最適なソリューション、最新技術を利用することにより「費用対効果が高い」、「高度なセキュリティ対策が可能」などと考えられる場合は、県と協議し承認を得た上で、実施することができるものとする。

#### 1 基本方針

- (1) 栃木県情報セキュリティポリシーに適合するセキュリティ対策を講じること。
- (2) ドメインについて、原則として県のサブドメインを活用すること。
- (3) ウェブサイト公開時は常時 SSL 化することとし、http 通信は https 通信にリダイレクトする等の対応を検討すること。
- (4) ウェブサイトの要件（利用目的、公開コンテンツ、公開期間等）に応じた可用性やイニシャルコスト・ランニングコストを含めた費用対効果の高い構成を検討すること。

#### 2 サーバ要件

- (1) 原則、公開するウェブサイト専用のサーバを利用すること。（ネットワークの庁内・庁外、構築サーバの物理・仮想の別は問わない。）
- (2) ウェブサイトの運用に当たり、サーバ OS・ミドルウェア等のサポート対応、アップデート等が適時実施され、脆弱性対応等、セキュリティ対策が実施できるサービス形態であること。
- (3) 構築事業者又は運用保守事業者以外の者（レンタルサーバ事業者）が提供するレンタルサーバ等を利用する場合は、県にサービスについて説明を行い、認められた場合のみサービスを利用すること。
- (4) 県サブドメインの利用設定、個別の SSL 証明書のインストールができること。
- (5) ウェブサイトの構築事業者又は運用保守事業者は、自ら公開ウェブサーバが安全な状態であるか（脆弱性の有無）を確認できる状態でウェブサイトを公開すること。
- (6) 公開ウェブサーバについて、常に死活監視を行う仕組みや環境をもつこと。
- (7) セキュリティ対策について、公開ウェブサーバが利用する機能（利用者がサイト上で行う情報入力やファイルのアップロードの機能等）や公開する情報の性質等を踏まえ、適切なセキュリティ対策を検討の上、県に提示し承認を得た上で、確実に実装すること。

(セキュリティ対策の機能例)

不要な通信の制御やサーバへの攻撃等を検知する仕組み (ファイアウォール、IDS (Intrusion Detection System)、IPS (Intrusion Prevention System)、WAF (Web Application Firewall))、認証機能、リバースプロキシ 等

なお、庁内にサーバを置く場合 (栃木県共同利用型基盤利用を含む。) は、

WAF/CDN、NTP、WSUS について、県の環境の提供を受けることができる。

- (8) アンチウイルスソフトの導入及びその他ウイルス・不正プログラム等に対するセキュリティ対策を確実に実装すること。

### 3 構築・運用保守要件

- (1) ウェブサイトを公開するためのシステム構成、ネットワーク構成、利用 OS、ミドルウェア、SSL 証明書の取得・確認に必要な情報等を県に提供すること。
- (2) サーバ OS・ミドルウェア等の脆弱性情報を都度収集し、適切な脆弱性対応を行うとともに、速やかに県に報告すること。
- (3) ウェブサイトの構築や改修を実施した場合には、ウェブサイト公開前に当該サイトについて脆弱性チェックツール等を用いて脆弱性診断を行い、適切な処置を講じるとともに結果を県に報告すること。
- (4) ウェブサイトの構築、改修等を実施する際には、(独) 情報処理推進機構 (IPA) が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」や別冊「ウェブ健康診断仕様」等を確認し、適切なセキュリティ対策が講じられたウェブサイトとすること。

[安全なウェブサイトの作り方 | 情報セキュリティ | IPA 独立行政法人 情報処理推進機構 \(https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity/about.html\)](https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity/about.html)

- (5) ウェブサイトの運用中 (公開中) は、定期的にポートスキャン、脆弱性チェックを含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性が検出された場合には、適切な処置を講じるとともに結果を県に報告すること。
- (6) 構築サーバ、CMS 等の管理者ユーザ (管理者権限) を適切に管理し、不正アクセスを防止するための対策 (複雑性のある類推しづらいパスワードの設定、管理ページへのアクセス制限、多要素認証や二段階認証、業務従事者に対するセキュリティ教育の実施等) を講じること。
- (7) レンタルサーバ等の利用やウェブサイトを運用・保守するためにクラウドサービスを利用する場合は、取扱情報やサービスについて明らかにした上で、本県が定める外部サービス利用手順への適合について県に確認すること。
- (8) ウェブサイトへのアクセスやアプリケーション認証などの必要なログを取得するとともに各ウェブサイトの状況に応じた必要な期間を設定してログを保存することとし、取得するログの項目及び保存期間については、仕様書に従い、又は県に提案して承認を得ること。
- (9) 公開ウェブサーバが悪意のある者からの攻撃を受けた場合等、ウェブサイトを即

時閉鎖・復旧できるような対策（定期的なバックアップ等）を講じること。

- (10) ウェブサイト上で、利用者情報の管理や個人情報の収集等をする場合には、別記 1 「個人情報取扱特記事項」を遵守し、プライバシーポリシーを利用者が容易に確認できるようにすること。
- (11) 県等がウェブサイトに対するセキュリティ監査等を行う場合には、必要な情報の提供、レンタルサーバ事業者等関係者との調整に協力すること。
- (12) ウェブサイトの監査等により重大な脆弱性が確認された場合には、具体的な作業日を提示し必要な対策を講じること。
- (13) 上記以外の脆弱性についても、県と協議の上、対応を速やかに検討しなければならない。

#### 4 障害対応等

- (1) 障害発生時等の連絡先について、事前に県に報告すること。
- (2) 当該ウェブサイトについて、セキュリティインシデントを検知した場合には、速やかに県に報告をするとともに、対策を検討し、県の判断を仰ぐこと。
- (3) システム障害やセキュリティインシデント等が発生した後の恒久対応について再発防止策を検討し、必要な対策を確実に実施すること。

## 別記3

### デジタルプロモーション等実施時における留意事項

#### 1 ウェブサイト制作に関する業務

- (1) ウェブサイトを新規制作または改修するときは、「pref.tochigi.lg.jp」をトップレベルドメインとするサブドメインにて公開することを検討すること。なお、その際にサブドメインに使われる文字列は栃木県と協議の上決定すること。
- (2) ウェブサイトの検索トラフィックや掲載順位を計測するため、Google Search Consoleを導入すること。
- (3) ウェブサイトに問い合わせや予約の申し込み等のフォームを設置する場合、問い合わせフォームは javascript タグなどを用いたフォーム作成ツール（例：hubspot）等を用いて、ウェブサイトのドメイン内で動作するものを設置すること。
- (4) ウェブサイトにおいて、事業効果を最大化しうる SEO（検索エンジン最適化）を施工すること。なお、その際はユーザーの興味・関心から類推される検索キーワードについて、検索回数を参考に抽出し、各ページのタイトル、H1、パンくず等に、それぞれのページに適切な SEO の施工を実施すること。
- (5) SEO 施工時に Google Search Console などを活用し、Google におけるインデックス状況、クローリング状況を定常的にモニタリングするものとし、インデックス、クローリングに問題がある場合には速やかに修正すること。なお、Google Search Console に対してウェブサイトの情報を適切に登録する Sitemap.xml の制作も上記に含むものとする。
- (6) ウェブサイト（ホームページ）やランディングページなどの納品時には、タグマネジメントの設定及び Google Search Console、効果計測並びに広告配信のタグが正常に動くことを確認した上で納品すること。

#### 2 Google Analytics のアカウント管理に関する業務

- (1) 本事業に関連するウェブサイトには、「本業務用 Google Analytics」の活用を必須とする。なお、ウェブサイトの新規制作時においては、制作事業者が「本業務用 Google Analytics」を導入し、必要な権限の付与を実施すること。
- (2) 複数のウェブサイトを統合する場合や既存のウェブサイトを大幅に改修する場合等における既存の Google Analytics の活用または新規導入については、栃木県と適宜検討すること。
- (3) 「本業務用 Google Analytics」上で、本事業における目標設定を行うこと。また、最終レポートには、結果の分析・改善策を必ず記載すること。
- (4) 各種アカウント作成時には、内容について栃木県の承認を得ること。また、本事業において作成したアカウントについては、事業完了後に一切の権利を栃木県に譲渡すること。

### 3 栃木県 Google タグマネージャーの管理に関する業務

- (1) 本事業に関連するウェブサイトにて、Google Analytics 等の各種計測タグ、リマーケティングなどの施策に関わるタグを導入する際は、栃木県が別途指定する「栃木県 Google タグマネージャー」を活用し、その管理を行うこと。
- (2) 受託者は、施策におけるタグ活用が確実に行われるよう、「栃木県 Google タグマネージャー」でのタグ、トリガーアクションの設定及びタグの発火テストを実施し、その内容を栃木県に報告すること。
- (3) 各種設定には、内容について栃木県の承認を得ること。また、「栃木県 Google タグマネージャー」での設定については、事業完了後に一切の権利を栃木県に譲渡すること。

### 4 適正なデジタルプロモーションの実施

- (1) 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- (2) 栃木県が別途指定するデジタルマーケティングルール設定シート（DMシート）に基づき、各広告媒体タグのパラメータの設定及びデータの蓄積を行うとともに、「本業務用 Google Analytics」で取得した数値を施策効果として報告すること。
- (3) 本事業に関連するウェブサイトには、同ウェブサイト内に栃木県が指定するリマーケティングタグを設定し、広告経由訪問者データを蓄積すること。なお、タグの設定は、原則として「栃木県 Google タグマネージャー」のコンテナ内で行うこと。
- (4) 本事業に関連するウェブサイトにおいて、プロモーションの目標に相応しいイベントを設定し、計測すること。必要に応じて、媒体タグでの計測も実施すること。
- (5) 広告運用開始後一週間以内に、本事業において取得すべきデータが取得できていることを確認し、栃木県へ報告すること。
- (6) 広告運用における透明性確保のため、広告アカウント管理画面に対するアクセス権を栃木県へ付与すること。なお、MCC などを用いることが出来る場合は、栃木県 MCC（マイクライアントセンター）とリンクすること。
- (7) 広告アカウントは、本事業用に新規に取得すること。

### 5 Google 広告を利用する場合

- (1) Google 広告アカウントを栃木県 MCC（マイクライアントセンター）及び「本業務用 Google Analytics」とリンクすること。
- (2) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。
- (3) Google が提供する無料調査（「ブランドリフト効果測定」等）が利用できる場合には、栃木県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。
- (4) リスティング広告（検索連動型広告）を実施する場合は、ディスプレイネットワークを含める設定を除外すること。

## 6 Yahoo!広告を利用する場合

- (1) Yahoo!広告アカウントを栃木県 MCC（マイクライアントセンター）とリンクすること。
- (2) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。
- (3) Yahoo!Japan が提供するデータソリューションなど、デジタルマーケティング支援サービスなどを利用する場合には、栃木県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

## 7 SNS 広告を利用する場合

- (1) SNS 広告アカウントを栃木県公式 SNS ビジネスマネージャや栃木県が指定する SNS ページとリンクすること。
- (2) SNS 広告を実施する場合は、栃木県に対して当該 SNS のアナリストの権限を付与すること。
- (3) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。

## 8 動画制作・動画広告を実施する場合

- (1) 栃木県が今後もデジタルプロモーションを行うこと考慮し、動画視聴者のアクセス情報（動画視聴者リマーケティングリスト等）を蓄積すること。
- (2) YouTube を利用する場合、YouTube チャンネルへの掲載にあたっては、動画タイトル、動画説明文、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等の必要な設定を行うとともに、効果的な SEO を施工すること。
- (3) 動画視聴に関するデータや効果的な広告手法を検討するため、Google 広告を利用する場合は、YouTube チャンネルと Google 広告アカウントをリンクさせること。

## 9 その他

- (1) 広告運用に利用する各媒体のプライバシーポリシーを遵守すること。
- (2) 事業実施により取得した Cookie と受託者が保有する情報を結びつけて、個人情報（個人データ）とならないように留意すること。